

【各種学校の高等学校等用（11月1日基準日給付）】

各種学校

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。（令和8年度）

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

各種学校とは

外国人学校やインターナショナルスクールなど、学校教育法で定める「学校（小学校・中学校・高校など）」とは別に認可された教育施設のことをいいます。

制度概要

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外**の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

（返済の必要はありません。）

要件

保護者及び生徒が基準日（原則11月1日現在）において次の要件を満たしている方が対象となります。

※11月1日基準日での申請は、学校が入学時期を定めている秋入学者等が対象です。

※7月1日基準日の申請忘れ・期限超過による、11月1日基準日での申請はできません。

- ① 生徒が**私立**の高等学校等に在学していること。
- ② 保護者等が**沖縄県内**に住所を有していること。
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金等（学び直し支援金・新修学支援金を含む）の受給資格者であること。（専攻科除く）

【所得要件】

- ④ 基準日において生活保護法による**生業扶助**を受けていること又は令和8年度（令和7年分）の**所得割が非課税**であること。

給付金額

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円	－
イ 非課税世帯	152,000円	52,100円	－

※ 前倒し給付を申請した場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を引いた額が支給されます。

※ 前倒し給付を申請した場合でも再度、申請が必要です。

重要！

※ 沖縄県内に本校がある学校は、原則として学校が代理受領となるため、給付金は県から学校へ振り込まれます。

申請先

本給付金の申請は、原則としてオンライン申請となります。

<奨学のための給付金オンライン申請はこちら>

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7388



沖縄県内の学校については、紙申請の場合、提出先は学校となります。

沖縄県外の学校については、紙申請の場合、提出先は沖縄県総務部総務私学課となります。

※紙による申請を希望される場合は、「申請書様式依頼」を県へ提出してください。

申請方法の詳細については、「沖縄県私立奨学のための給付金」ホームページをご確認ください。

申請期限

・電子申請：令和8年12月18日（金）

申請期限までに必要書類がすべて揃った状態（不備のない状態）で申請してください。

問合せ先

※在学する学校又は下記にお問合せください。

沖縄県総務部総務私学課 奨学のための給付金担当 TEL：098-866-2074

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/index.html>

申請に必要な書類

※家計急変に該当する場合は、次ページを参照ください。

支給を受けようとする保護者等は、提出期限までに**電子申請**にて申請をお願いします。

区 分				提 出 書 類
ア	イ			
○	○			住民票 生徒本人 ※日本国籍の方（本籍が記載 個人番号の記載なし）
○	×			「生業扶助受給証明書」（様式第2号） <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年11月1日以降に福祉事務所で発行されたもの ・世帯全員の氏名、生年月日、受給期間が記載されたもの
×	○			「令和8年度（令和7年分）課税証明書」市町村発行 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等全員の証明書
○	○			<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳写し ・県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込む場合のみ ※沖縄クリスチャンスクールは学校への振込み（代理受領）となることから不要。
○	○			「在学証明書」 ※県外の学校 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年11月1日時点の在学を証明する書類
○	○			【特別永住者】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書の写し または ・住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
○	○			【・永住者 ・日本人の配偶者 ・永住者の配偶者 ・定住者】 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し または ・住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
○	○			【・家族滞在】 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの写し ・日本の小学校の卒業証明書の写し又は卒業証明書 ・日本の中学校の卒業証明書の写し又は卒業証明書
○	○			【上記以外の生徒】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書の写し または ・住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
※1	※1			「代理受領委任状（様式第8号）」 ※1 給付金の受領を学校に委任する場合

家計急変申請に必要な書類

家計急変申請に必要な書類は、3 ページ目の「申請に必要な書類」に加え（下記の表）にあります書類が必要となります。

区 分				提 出 書 類
ア	イ	ウ	エ	
	○			「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、または、税理士、公認会計士の作成した証明書類など ・ 離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離別の事実が確認できる書類
	○			「家計急変前後の収入を証明する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書（家計急変前3か月及び家計急変後3か月分） ・ 営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成してください。
	○			「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族分の全員の健康保険料の写し、又は扶養親族数の記載が省略されていない課税証明書（全項目証明書）及び家族（世帯）構成用紙

家計急変申請期限

随時受付 7月以降に家計急変した場合、給付額は申請の翌月から月割額になります。

※家計急変や災害等（自然災害や火事等）により制服が損失した場合は、ご相談ください。